

総行管第278号
令和4年5月18日

厚生労働省 { 健康局長 } 殿
 { 医薬・生活衛生局長 }

総務省自治行政局選挙部長
(公 印 省 略)

第26回参議院議員通常選挙における特定患者等の特例郵便等投票の円滑な実施について（依頼）

本年執行される第26回参議院議員通常選挙においては、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）に基づく特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）が全国的に実施されることとなります。

つきましては、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙、同年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査等のこれまで執行された選挙の対応等を踏まえ、別添1を参考に、遺漏ないように対応を要請いたします。

特に、特例郵便等投票の投票用紙等の請求があった場合、市区町村の選挙管理委員会は、①外出自粛要請若しくは隔離・停留に係る書面又は②特例法第4条に基づき提供された情報により、請求者が特定患者等であること等の確認を短期間で確実にを行う必要がありますので、別添1中の下記事項につき、特段の御配慮をお願いいたします。

あわせて、各選挙管理委員会に対して別添2のとおり通知していますので、貴職所管の各都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「各都道府県等」という。）の衛生主管部（局）並びに各検疫所に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 保健所の対応について

- 1 外出自粛要請を行う場合は、感染防止協力依頼書の交付の徹底をお願いします。感染防止協力依頼書の交付が難しい場合は、市区町村の選挙管理委員会の委員長から情報の提供の求めがあったときは、迅速に情報を提供することにつき、各都道府県等に対して周知をお願いします。
- 2 参議院議員通常選挙は、全国で一斉に行われることから、特定患者等選挙人が

選挙人名簿に登録されている市区町村を包括する都道府県以外の都道府県の保健所等に対して情報の提供を求める場合があることにつき、あわせて周知をお願いします。

第2 検疫所の対応について

- 1 検疫所長が外出自粛要請又は隔離・停留の措置を行う場合は、特定患者等選挙人の氏名等を明記した書面を直ちに全員に交付するよう徹底をお願いします。
- 2 市区町村の選挙管理委員会の委員長から情報の提供の求めがあった場合には、各検疫所においては、迅速に情報を提供するようお願いします。
特に、選挙期間中に市区町村の選挙管理委員会から電話等により特例郵便等投票に係る情報の提供の求め等があった場合には、担当部署が迅速に対応できるよう、体制の構築をお願いします。
- 3 空港の啓発スペース、宿泊療養施設等に、特例郵便等投票の啓発素材を備え付けるなど、特例郵便等投票制度の周知について御協力をお願いします。